

平成28年度第1回運営評議会資料 (平成28年10月4日開催)

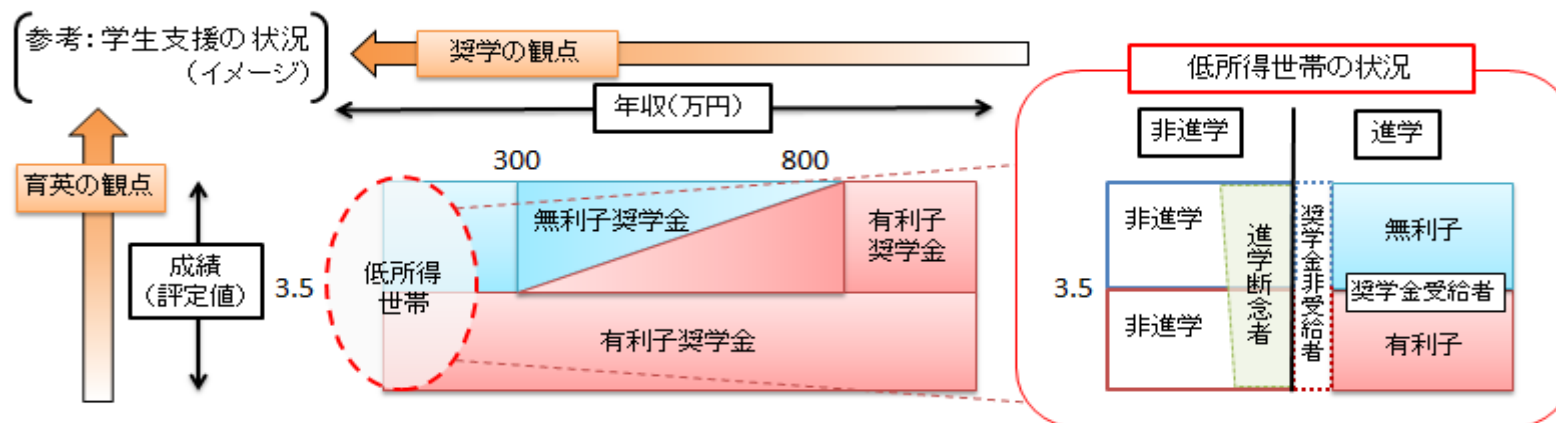
1. 給付型奨学金について	2
2. 新所得連動返還型奨学金制度について	6
3. 障害学生支援を取り巻く状況と JASSOや学校等の取組について	8
4. 平成29年度概算要求について	11

1. 給付型奨学金制度について

(文部科学省の検討資料からの抜粋)

給付型奨学金制度について(創設の趣旨)(1/3)

- 高等教育への進学に係る費用については、所得の多寡にかかわらず相当の額が必要とされるため、低所得世帯ほど所得に対する進学費用の割合が高く、その経済的負担が重くのしかかっている。こうしたなかで、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により進学を断念せざるを得ない者が存在する状況となっている。
- 給付型奨学金は、こうした進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しする制度とすることを基本とすべきである。
- その際、経済的に厳しい家庭の子供達が進学するに当たって、進学費用のために多額の奨学金貸与を受けるといった過度な負担を負うことがないようにすることが重要である。
- また、教育的な観点及び働く者の理解を得るとの観点から、進学に向けた学生等の努力を促す仕組みとすることが望まれる。
- このため、「奨学」(ニードベース)の考え方を基本としつつ、学生等の努力を促す観点から「育英」(メリットベース)の考え方も取り入れた制度とすることが考えられる。

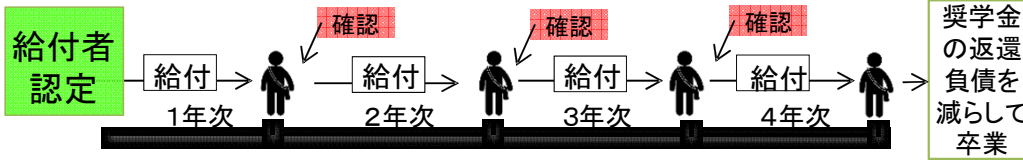


給付型奨学金制度について(給付の方式①)(2/3)

給付の方式

【事前給付型】

給付対象者として認定の上、大学等への入学後に初年度分を事前給付。毎年度学業状況等を確認し、適格と認定された学生等に継続給付。

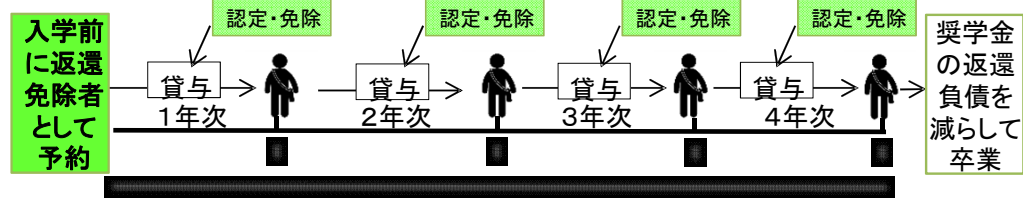


メリット	デメリット
○学修状況に関わらず給付されることにより、学生にとっては安心感が得られる	×学修がおろそかな者にも給付される可能性(毎年度認定を行い一定程度チェックすることは可)

【返還免除型】

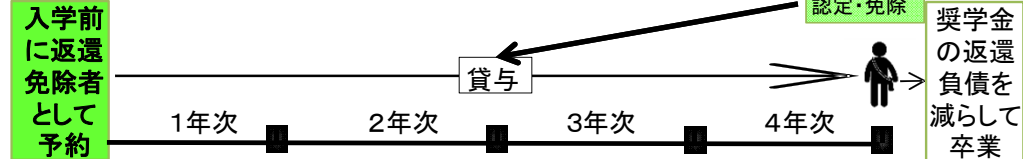
免除対象者として予約の上、大学等への入学後に奨学金を貸与。学業状況等を確認し、適格と認定された学生等について、奨学金の一部を返還免除。

○毎年度免除する方式



メリット	デメリット
○学修状況を確認した上で免除することで、しっかり学業を修めた者への給付となる ○毎年度免除することで、学生にとって安心感が得られる	×給付(免除)を受けられるかどうか入学前に確定せず、学生にとって不安感 ×途中年次で学業がおろそかになる者も免除となる可能性
○同上(一つ目の○) ○卒業を免除の条件とすることで途中年次で学業がおろそかになる学生への免除を抑止	×同上 ×毎年度免除案と比較して免除条件が厳格であり、学生の不安感が大きくなる可能性

○卒業時に一括して免除する方式



※返還免除制度による免除額(無利子奨学金)(平成26年度実績)

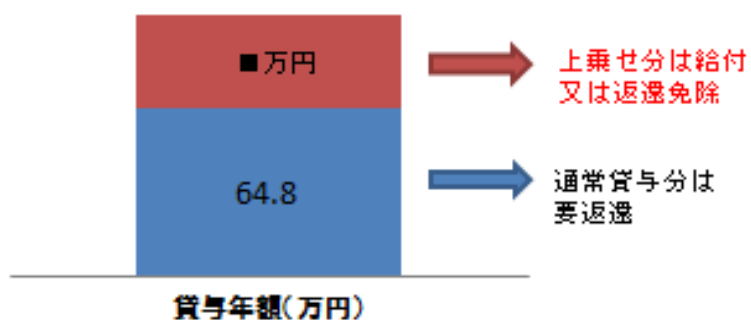
- ・大学院業績優秀者免除制度(126億円)
- ・教育・研究職免除制度(158億円)
- ・死亡・心身障害による免除(9億円)

給付型奨学金制度について(給付の方式②)(3/3)

給付(免除)分と現行貸与分の関係

○通常貸与額に上乗せして給付(免除)する場合

■通常貸与 ■免除又は給付部分

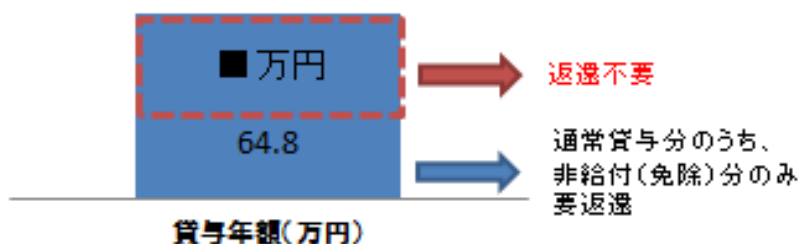


現在の貸与額に加えて上乗せの給付又は貸与が必要となるため、**直ちに追加の財政措置が必要**

- ・給付の場合: 追加措置分を上乗せ給付
- ・返還免除の場合: 追加措置分を上乗せして貸与し、所要年数後に返還免除

○通常貸与額の内数として給付(免除)する場合

■通常貸与 ■免除又は給付部分



貸与(給付)額は現行と同額のため**当面追加の財政措置は必要ないが、返還時に返還金が減少するため、後年度に追加の財政措置が必要**

- ・給付の場合: 貸与額の一部を渡し切りで給付
- ・返還免除の場合: 貸与額の一部を所要年数後に返還免除

2. 新所得連動返還型奨学金制度について

新所得連動返還型奨学金制度について

「所得連動返還型奨学金制度有識者会議」

平成27年9月に設置された「所得連動返還型奨学金制度有識者会議」において検討され、8月30日に「審議まとめ」が審議された。

審議まとめ(案)において方向性が示された事項 (平成28年8月時点)

- (1)対象とする学校種・・・高等専門学校、大学、短期大学、専修学校専門課程、大学院
- (2)奨学金の種類・・・無利子奨学金から先行的に導入
(有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討)
- (3)奨学金申請時の家計支持者の所得要件・・・申請時の所得要件は設けず、全員に適用可能とする
- (4)貸与開始年度・・・平成29年度新規貸与者から適用
- (5)返還を開始する最低年収・・・年収0円から返還開始
- (6)最低返還月額・・・2,000円(初年度は、定額返還型での返還月額の半額を原則とし、経済的に困難な場合には申請により返還月額を減額することを検討中)
- (7)返還猶予の申請可能所得及び年数・・・申請可能所得は年収3百万円以下、申請可能年数は通算10年
(災害・傷病・生活保護受給中等の場合は、その事由が続いている間は無制限)また、奨学金申請時に家計支持者の年収が3百万円以下の者については、申請可能年数を制限なしとする
- (8)返還率(所得に対する返還額の割合)・・・9%
- (9)返還期間・・・返還完了まで又は本人が死亡又は障害等により返還不能となるまで
- (10)所得の算出方法・・・課税対象所得＝給与等収入－所得控除
- (11)個人主義又は家族主義(返還者が被扶養者になった場合の収入の考え方)・・・返還者が被扶養者になった場合には、扶養者のマイナンバーの提出を求め、提出がありかつ返還者と扶養者の収入の合計が一定額を超えない場合のみ、新所得連動返還型による返還を認めることとする
- (12)保証制度・・・機関保証
- (13)返還方式について・・・新所得連返還型及び定額返還型のいずれの返還方式とするか、入学時に学生が選択し、卒業まで変更可

平成29年4月 実施に向けての今後の予定

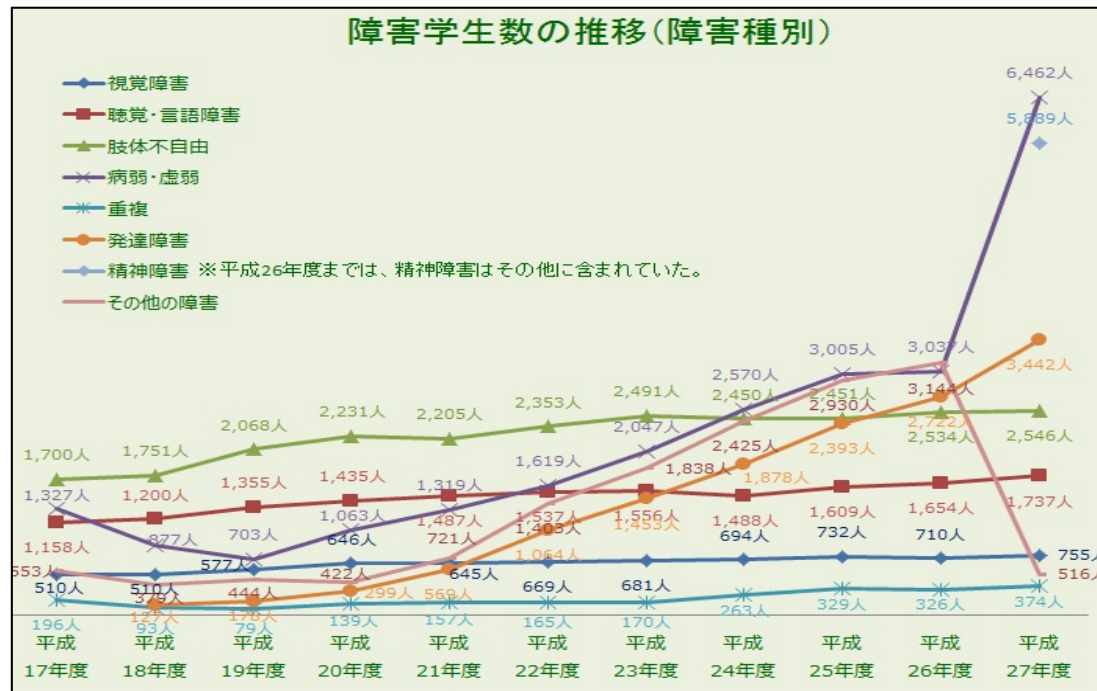
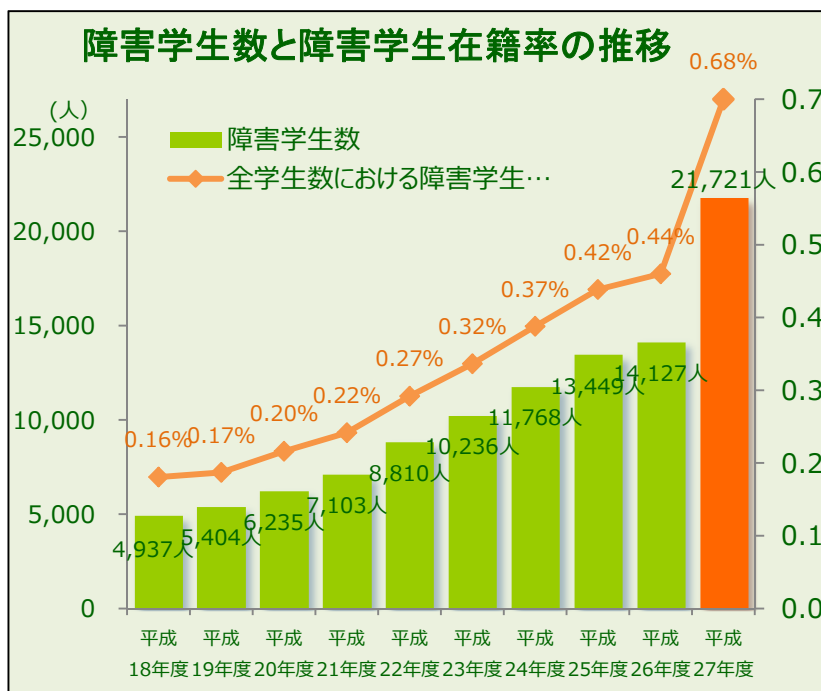
- 平成28年10月 大学等予約採用候補者の決定。新所得連動奨学金のチラシを全ての候補者に配布
平成29年 2月 業務連絡協議会(大学・短大・高専・専修学校専門課程の学校への周知の徹底)
平成29年 4月 平成29年度採用者より制度開始

3. 障害学生支援を取り巻く状況と JASSOや学校等の取組について

障害学生支援事業(1/2)

現状(障害学生数等の推移)

- ・大学等に在籍する障害学生数は21,721人で、全学生(約320万人)に占める割合は0.68%
(参考)米国:約11.1%、英国:約13.5%、アイルランド:約4%
- ・平成27年度に「精神障害」及び「病弱・虚弱」「発達障害」の学生が急増。
- ・障害学生在籍学校数は880校で、全学校(1,182校)に占める割合は74.5%
- ・障害学生の受入れ数0人と1人の大学等の数・・・407校(34.4%)
- ・障害学生支援専門部署設置率・・・11.7%



出典: 日本学生支援機構「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」

障害学生支援事業(2/2)

障害者差別解消法の施行

- 平成28年4月・・・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行
(障害者に対する差別的取り扱いの禁止規定、合理的配慮の不提供の禁止規定等)

	差別的取扱いの禁止	合理的配慮の不提供の禁止	対応要領の作成
国立大学等	法的義務	法的義務	法的義務
公立大学等	法的義務	法的義務	努力義務
私立大学等	法的義務	努力義務	—

JASSOによる取組

- 「体制整備支援セミナー」等、障害のある学生の修学支援の実施に資するための教職員を対象とした研修会やワークショップを開催
- 大学等の教職員のための、以下の調査の実施やガイドの作成
 - ・「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」(毎年度)
 - ・「教職員のための障害学生修学支援ガイド」(平成27年3月改訂／平成21年度刊行)
 - ・「障害のある学生への支援・配慮事例」(平成27年4月)
- 障害学生に関する紛争の防止・解決に関する事例集(平成28年度 新規事業)
障害者差別解消法の施行後に、障害学生と大学等との間において、差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関して、相談や紛争の増加等が予想されることから、紛争の防止や解決に関する具体例や裁判例を収集・分析・公表・普及する。

学校の取組

- 支援体制の構築
障害学生支援の専門委員会を設置する学校や障害学生支援担当者を配置する学校の増加。
- 授業以外の支援の実施
発達障害のある学生に対する授業以外の支援実施校数が増加傾向。

4. 平成29年度概算要求について

平成29年度の事業規模(総支出額) 1,117,663百万円 (対平成28年度予算額 △15,051百万円減)

奨学金貸与事業

無利子奨学金の貸与人員の増員

「有利子から無利子へ」の流れの加速(無利子奨学金事業の拡充)

「所得連動返還型奨学金制度」の確実な実施のための対応

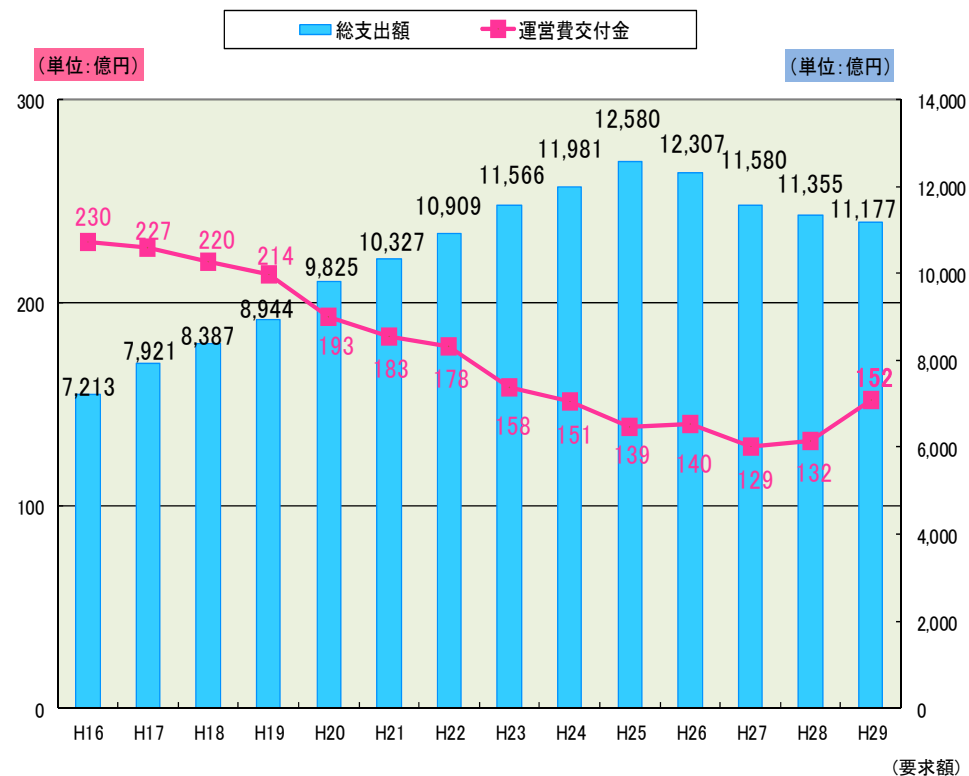
給付型奨学金の創設(事項要求)

低所得世帯の子供たちに係る無利子奨学金の成績基準の緩和(事項要求)

留学生支援事業

「留学生受入れ促進プログラム」及び「海外留学支援制度」の拡充

【総支出額及び運営費交付金の推移】



平成29年度概算要求額

平成29年度総支出額及び内訳

【総支出額】

1,117,663百万円…下表(a)+(b)+(c)

【内訳】

(1) 日本人学生への奨学金貸与事業費

(単位:百万円)

	H28予算	H29要求	増減
無利子奨学金	325,814	340,456	14,642
有利子奨学金	768,551	736,542	△32,008
その他(返還免除等補助金 等)	11,959	11,953	△6
計	1,106,324	(a)…1,088,951	△17,373
…うち国費負担額(政府貸付金)	102,756	116,376	13,620

(2) 運営費交付金事業費

(単位:百万円)

	H28予算	H29要求	増減
支出	17,678	(b)…19,715	2,036
…奨学金貸与事業	6,393	7,390	997
…留学生支援事業	5,717	6,539	822
…学生生活支援事業	99	99	0
…その他(人件費、一般管理費等)	5,470	5,687	217
自己収入	4,433	4,554	121
国費負担額(支出－自己収入)	13,245	15,160	1,915

(3) 留学生交流支援事業費補助金(海外留学支援制度事業費)

(単位:百万円)

	H28予算	H29要求	増減
海外留学支援制度事業	8,712	(c)…8,997	285
計	8,712	8,997	285
…うち国費負担額	8,712	8,997	285

※ 計数は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

財源

(1) 日本人学生への奨学金貸与事業費

政府貸付金等 116,376百万円

返還金 783,531百万円

〔 無利子奨学金分 236,033百万円
有利子奨学金分 547,498百万円 〕

財政融資資金等 189,044百万円

(2) 運営費交付金事業費

運営費交付金 15,160百万円

自己収入 4,554百万円

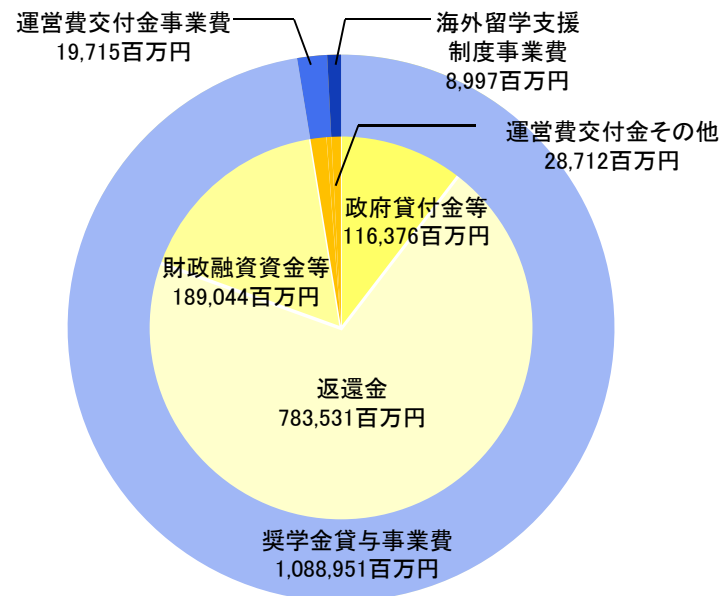
(3) 留学生交流支援事業費補助金

海外留学支援制度事業費 8,997百万円

計

1,117,663百万円

※ 計数は四捨五入の関係で一致しない場合がある。



「有利子から無利子へ」の流れの加速（無利子奨学金事業の拡充）

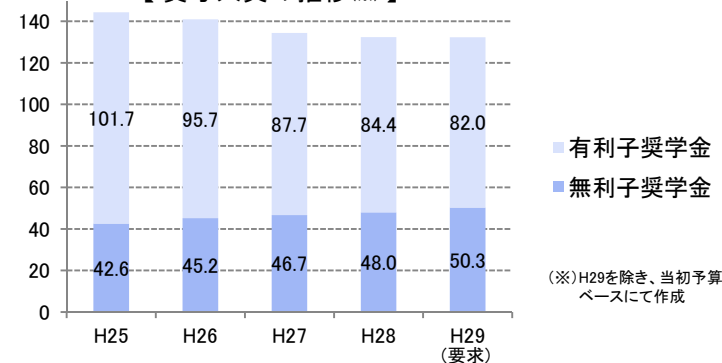
貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の貸与人員を増員し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速。（平成29年度要求額：無利子奨学金：340,456百万円、有利子奨学金：736,542百万円）

【貸与人員】

	H28予算	H29要求	増減
無利子奨学金	48.0万人	50.3万人	2.3万人
うち新規貸与人員の増	0.7万人	2.5万人	1.8万人
有利子奨学金	84.4万人	82.0万人	△2.4万人
計	132.4万人	132.3万人	△0.1万人

※ 計数は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

【貸与人員の推移(※)】



「所得連動返還型奨学金制度」の確実な実施のための対応

- 奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、返還月額が卒業後の所得に連動する、「所得連動返還型奨学金制度」を確実に実施するため、システムの開発・改修等を実施。（平成29年度要求額：709百万円）

【実施計画】

年度	実施内容	金額
H29要求	「所得連動返還型奨学金制度」の確実な実施のための奨学金業務システムの開発・改修 等	709百万円(※開発・改修費28億円については平成28年度補正予算において計上。)
(参考)H28予算	「所得連動返還型奨学金制度」導入に向けた奨学金業務システムの開発・改修 等	2,523百万円(※平成27年度システム開発費補助金を含む。)
(参考)H27予算	国や地方公共団体のシステムとの情報連携のための、機器等の基盤整備 等	799百万円(※平成26年度システム開発費補助金を含む。)

- 平成29年度新規貸与者から新所得連動返還型奨学金制度の適用が開始となるため、新制度の開始に必要な事項（個人番号の収集に係る業務委託、新制度の周知・広報、スカラシップアドバイザー（仮称）の派遣）一式について必要な経費を要求。（平成29年度要求額：380百万円）

給付型奨学金の創設(事項要求)

意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することがないように給付型奨学金の制度を検討し、この創設に必要な経費を措置。

(平成29年度要求額:未定)

低所得世帯の子供たちに係る無利子奨学金の成績基準の緩和(事項要求)

無利子奨学金について、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を緩和

(平成29年度要求額:未定)

※「給付型奨学金の創設」及び「低所得世帯の子供たちに係る無利子奨学金の成績基準の緩和」については、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)及び「平成29年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(平成28年8月2日閣議了解)を踏まえ、その制度内容について、予算編成過程において検討することとされているため、事項要求としている。

【参考】「未来への投資を実現する経済対策」について(平成28年8月2日閣議決定)抜粋

第2章 取り組む施策

I. 一億総活躍社会の実現の加速

(2) 若者への支援拡充、女性活躍の推進

- ① 給付型奨学金については、平成29年度(2017年度)予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する。
- ② 無利子奨学金については、速やかに残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を平成29年度(2017年度)進学者から実質的に撤廃し、必要とする全ての子供たちが受給できるようにする。

大学等の留学交流の充実

「留学生30万人計画」の実現に向けて、「留学生受入れ促進プログラム」について「外国人留学生の就職促進プログラムに係る奨学金」を新規要求。その他対象者等の拡充。(平成29年度要求額:4,756百万円)

また、大学等の海外留学支援制度等については双方向交流の推進による海外留学促進のため「学部学位取得型」を新規要求。その他対象者等の拡充。(平成29年度要求額:8,997百万円)

【留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)】

	H28予算	H29要求
学部・大学院	7,370人	8,335人
日本語教育機関	700人	700人
外国人留学性の就職促進プログラムに係る奨学金(H29新規)	—	450人
計	8,070人	9,485人

【海外留学支援制度(留学生交流支援事業費補助金)】

	H28予算	H29要求	増減
派遣分	23,270人	24,420人	1,150人
大学院学位取得型(1年以上)	270人	270人	—
学部学位取得型(1年以上)(H29新規)	—	50人	50人
協定派遣型(1年以内)	23,000人	24,100人	1,100人
協定受入型(1年以内)	6,000人	6,000人	—
計	29,270人	30,420人	1,150人

各種留学生支援事業の充実

既存事業を着実に実施するとともに、下記事業の拡充に向けて経費を要求。

- 国際交流拠点事業の中核拠点である東京国際交流館及び兵庫国際交流会館に係る環境整備等
(平成29年度要求額:86百万円)
- 留学生交流推進事業において日本留学情報発信機能の充実、及び日本留学情報サイト(仮称)の構築等
(平成29年度要求額:274百万円)